

高知県漁協経営改善資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁協経営改善資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(貸付対象者等)</p> <p>第3条 改善資金を借り入れることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、高知県内に主たる事務所を有する漁協であって、繰越欠損金の額が5,000万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の2事業年度の当期利益金の平均額の10倍を超え、経営改善計画を策定し、及びその改善計画の蓋然性について、J F 経営改善指導指針及びJ F 経営改善指導実務基準(平成19年6月15日付け全国漁業協同組合連合会制定。以下「指導指針」という。)に基づき、県、高知県漁業協同組合連合会、<u>西日本信用漁業協同組合連合会(令和4年10月31日以前においては高知県信用漁業協同組合連合会)</u>その他関係機関で構成される高知県漁協指導協議会の認定を受けた上で、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会（以下「全国委員会」という。）の認定を受けている者、かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第4条 改善資金を貸し付けることができる金融機関（以下「融資機関」という。）は、<u>西日本信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第5条～第24条 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県漁協経営改善資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(貸付対象者等)</p> <p>第3条 改善資金を借り入れることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、高知県内に主たる事務所を有する漁協であって、繰越欠損金の額が5,000万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の2事業年度の当期利益金の平均額の10倍を超え、経営改善計画を策定し、及びその改善計画の蓋然性について、J F 経営改善指導指針及びJ F 経営改善指導実務基準(平成19年6月15日付け全国漁業協同組合連合会制定。以下「指導指針」という。)に基づき、県、高知県漁業協同組合連合会、<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>その他関係機関で構成される高知県漁協指導協議会の認定を受けた上で、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会（以下「全国委員会」という。）の認定を受けている者、かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第4条 改善資金を貸し付けることができる金融機関（以下「融資機関」という。）は、<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第5条～第24条 略</p> <p>附 則 略</p>